

閣 総 第 1 7 5 号
府 共 第 2 1 1 号
平成 26 年 3 月 28 日

各府省大臣官房長等 宛
男女共同参画推進本部主管部局長 宛

内閣官房内閣総務官
内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)

独立行政法人等における女性の登用推進について

平素より、男女共同参画社会の形成の促進に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

政府は、「女性の活躍推進」を成長戦略の中核に位置付け、社会のあらゆる分野において、「指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに少なくとも 30% 程度」とする目標の達成に向けて、様々な分野で取組を進めています。

例えば、女性国家公務員の登用については、第 3 次男女共同参画基本計画において、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を平成 27 年度末までに 5 % 程度とするなどの中間目標の達成に向けて、森内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各府省大臣に対し、女性職員の登用状況を府省別のランキング形式で掲載した通知を発出し、一層の取組推進を要請しています。

民間企業における女性管理職の登用については、第 3 次男女共同参画基本計画において、課長相当職以上に占める女性の割合を平成 27 年までに 10% 程度とする目標を設定しているほか、平成 25 年 4 月 19 日に、安倍内閣総理大臣から経済団体に対し、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用すること、まずは、役員に一人は女性を登用することを要請しました。また、本年 1 月 31 日から、全上場企業について、個別企業の女性登用状況の「見える化」を行っています。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下、「独立行政法人等」という。）においても、公務や民間における取組を踏まえ、女性の活躍を一層推進する必要があります。

つきましては、下記 1 のとおり、全独立行政法人等における女性の登用目標を設定いたしますので、貴府省庁所管の独立行政法人等におかれても、下記 2 のとおり、取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、貴府省庁におかれても、所管の独立行政法人等における女性の役員・管理職への登用について、動向を注視し、フォローアップを行っていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 全法人における女性の役員・管理職への登用に向けた目標設定

独立行政法人等における女性の登用について、平成27年度末までの目標を、以下のとおり設定する。

- ・ 役員に占める女性の割合を、全体として6%程度とする。

(※ 役員（非常勤を含む。）は、総理の経済界への要請における役員の定義を踏まえ、会社法上の役員（取締役、会計参与、監査役）、独立行政法人通則法上の役員（法人の長、監事）及び個別法上の役員に加え、執行役及び執行役員を含みうるものとする。）

- ・ 管理職に占める女性の割合を、全体として13%程度とする。

(※ 管理職は、「独立行政法人等女性参画状況調査」における常勤の課長相当職及び部長相当職をいう。詳細は各法人において判断されたい。)

なお、上記目標の達成状況を評価する際は、平成28年4月1日の状況や、平成28年6月末までに開催された株主総会の状況を反映することを予定している。

一方、女性の採用については、既に全体として女性割合が30%を超えているため、目標は設定しないが、30%程度に達している法人はさらに採用を拡大し、達していない法人においては積極的に取組を進められたい。

2 各法人における女性の役員・管理職への登用に向けた取組

(1) 各法人における数値目標の設定

1の目標達成に向けて、各独立行政法人等においても、女性の役員・管理職への登用に向けた数値目標を設定する。

その際、1の全法人における目標に係る以下の試算を参考の上、各法人の特性を踏まえて実効性のある目標とされたい。

- ・ 管理職登用に係る全体の目標（13%程度）は、①管理職に占める女性の割合が5%未満の法人は5%に、5%以上10%未満の法人は10%にする、又は、②各法人において女性管理職を約15%増加させることにより達成可能。

なお、管理職総数20人未満の法人においては、管理職の登用目標を可能な範囲で設定する。

既に女性登用に向けた数値目標が存在する法人に対しては、新たな目標の設定を求めないものとする。

(2) 各法人における女性の登用状況等の「見える化」

以下の項目について、内閣府男女共同参画局ホームページで公表する。

そこで、①及び②については、貴府省庁でとりまとめの上、本年5月末までに内閣官房内閣総務官室及び内閣府男女共同参画局に提出されたい。

- ① 女性役員・管理職の登用状況（男女計、女性数、女性割合）
（平成26年4月1日現在）
- ② 女性役員・管理職の登用に係る目標及びその達成期限
- ③ 女性職員の採用状況、在職状況、育児休業取得率
（平成25年度独立行政法人等女性参画状況調査に提出済みの数値を使用）

なお、目標や登用状況が提出されない場合は、空欄として表示することとする。

【参考】

国・地方公共団体における「見える化」

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/government.html>

女性の活躍「見える化」サイト（上場企業が対象）

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html>

以 上